

中高一貫教育校における学校経営に関する一考察

—— A 県立B中高一貫教育校の事例調査を中心として ——

長島利行*・佐藤環**

(2020年10月21日受理)

A Study on School Management in Combined Junior High and High School
: Focusing on the Case Study of "A" Prefecture

Toshiyuki NAGASHIMA and Tamaki SATO

キーワード: 学校経営, 中高一貫教育校, 地域との連携, 危機管理, 学校安全

A 県では、従来の 3 校に加えて、2020(令和 2)年度から5校の県立中高一貫校が開校し、2021(令和 3)年度に 3 校、2022(令和 4)年度にも 2 校がそれぞれ開校することから、いわゆる中高一貫教育が急速に推進されている。こうした A 県における県立中高一貫教育校の急速な設置に伴い、その変化が学校にもたらす影響や、そこから生じる課題や対応するための教育政策の動向を把握することは極めて重要であると思われる。また、現代公教育制度の意義・原理・構造を踏まえたうえで、今日の中高一貫教育校に内在する教育的課題を明らかにすることも当然重要となってくる。さらには、「地域とともにある学校」として地域との連携・協働が期待される中高一貫教育校の教育実践について、その実践事例を踏まえて理解することにより教育的効果の評価を行い、改善点を見いだすことが可能となろう。また、今日の学校管理下で起こりうる事件、事故及び災害を踏まえて、学校保健安全法に基づく危機管理及び学校安全の取り組み実践を把握することで、学校経営の視点から中高一貫教育校の教育的意義が明らかになるように思われる。

1 研究の目的

A 県では、2020(令和 2)年度に、従来の 3 校に加えて 5 校の県立中高一貫校が開校した。なお、A 県においては、2021(令和 3)年度にはあらたに 3 校、2022(令和 4)年度にも 2 校が開校することから、中高一貫教育が急速に推進されている。こうした A 県における急速な県立中高一貫教育校の設置という教育政策に伴い、その設置がもたらす影響や、そこから生じる課題を組織的な観点から明らかにすることは極めて重要である。

*茨城県立高萩清松高等学校 **茨城大学教育学部

また、全国的には公立学校の中高一貫教育校化が進んでいるとはいえないため、公立の中高一貫教育校の実態に関する実践的研究は極端に少ない状況にある。そこで、現代公教育制度の意義・原理・構造を踏まえたうえで、A県の公立中高一貫教育校に内在する実態を明らかにすることも当然重要となってくる。戦後の教育改革において6・3・3制の教育体系に整備されたが、近年は中高一貫教育校や義務教育学校が設置されるようになったことで、制度改編の在り方を踏まえて論究していくことも重要となろう。また、「開かれた学校」についての最初の提言が、臨時教育審議会の第4次答申（昭和62年）にその趣旨が示されているが、これを受けて、以後地域に開かれた学校の推進が求められている。特に地域に開かれた学校の推進は、学校週5日制に伴い、学校と家庭・地域社会との相互補完の必要性から高まり、生涯学習の観点からの学校教育を見直す状況にあったといえる。さらに、2015（平成27）年に中央教育審議会答申で出された「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」と「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の2点を参考にした上で、「地域とともにある学校」として、中高一貫教育校と地域と連携・協働の在り方について、その実践事例を踏まえて検討することで、その教育的効果を考察できるのでないかと考えるに至った。併せて、今日の学校管理下で起こりうる事件、事故及び災害を踏まえて、学校保健安全法に基づく危機管理及び学校安全の取り組み実践を把握することも、学校を管理する上で、極めて重要である。こうした視点からの中高一貫教育校を詳細に吟味しなければならないと考える。小島（1995）は、「学校経営は、学校に期待されている事業（教育）の目的を実現するために必要な活動を計画、組織し、運営する行為である」とし、「学校を設置した者（組織）と経営する者（組織）は、同一人（組織）である場合もあるが、今日の公立学校、私立学校のいずれにおいても、これらは別人である」とした上で、学校経営は、「設置者の管理の下にありながらも、独自の意思をもっている。この独自の意思を形成し、発揮させる上で、リーダーシップ機能が大きな役割を演ずる」¹⁾と指摘している。したがって、学校における教育活動を的確に究明するためには、管理職である校長の教育的行為を基に吟味しなければならないであろう。

そこで本稿では、A県の県立B中高一貫教育校のC校長を対象に実施したインタビューを中心に収集したデータに基づき、中高一貫教育校の教育現場における教育活動の諸様相を解明する。そして、この作業を通して、A県の中高一貫教育校からの知見を導き出すことを研究の目的とする。

2 先行研究の検討

わが国の中高一貫教育は、1998（平成10）年に、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の特例を定める件が、文部省154号で告示されたことに遡る。翌年の1999（平成11）年から中高一貫教育制度がスタートし、地域の設置者が地域の実情を踏まえ選択的に導入ができるようになった。中高一貫教育校は、中等教育学校、併設型、連携型の3つに分類される。学校教育法等でも1999（平成11）年度より明確に3つを規定している。まず1つ目は、学校教育法63条にある1つの学校として6年間一体的に教育を行う中等教育学校である。2つ目は、学校教育法71条で示されているように同一の設置者が中学校と高等学校を設置し接続するいわゆる併設型の学校であ

る。本研究の事例校は、県立高等学校と県立中学校を併設しているため、併設型の学校に分類される。そして3つ目は、学校教育法施行規則75条及び87条で示されているが、異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を行う連携型である。1999（平成11）年からの中高一貫教育のスタートに伴い、中高一貫教育校の展望や教育的意義や教育課程編成の在り方に関する研究が見られるようになった。

特に真部(2011)は、2000（平成12）年1月に当時の文部省が行った中高一貫教育推進会議での報告である「中高一貫教育の推進について」を基に、中高一貫教育校の意義と課題を整理している²⁾。真部は、以下に示すような9つの利点を提示することで、中高一貫校の教育的意義をまとめている。①高等学校入学者選抜の影響を受けずにゆとりある安定的な学校生活を送れること。②6年間の計画的・継続的な教育指導が展開でき、効果的な一貫した指導が可能となること。③6年間にわたり生徒を継続的に把握することで、生徒の個性を伸ばしたり、優れた才能の発見が一層可能となること。④中学1年生段階から高校3年生段階までの異年齢集団による活動が行えるので、社会性や豊かな人間性を一層育成できること。⑤6年間を通じて、自己の在り方生き方や将来の進路に関する学習を系統的・計画的に実施できるので、就職や上級学校への進学など生徒の個性に応じた進路指導ができること。⑥中学校段階において、教育課程の基準の特例を活用できるので、特色ある教育課程の編成・実施が可能となること。⑦高等学校段階において、中学校段階までの教育を基盤として、総合学科や単位制の活用、特色ある教科・科目の設定等様々な方策を組み合わせることで、特色ある多様な教育活動が展開できること。⑧中学校の教員と高等学校の教員の交流が促進されることで、学校の活性化が期待できること。⑨特色ある教育活動の展開や学校運営等の面で、地域の人材の協力を得ることで、地域社会との連携が密になること。また逆に真部は、次の5つの課題も明示している。①制度の適切な運用が図られない場合には、受験競争の低年齢化につながるおそれがあること。②（大学）受験準備に偏した教育が行われるおそれがあること。③小学校の卒業段階での進路選択は困難なこと。④心身発達の差異の大きい生徒を対象とするため、学校運営に困難が生じる場合があること。⑤生徒集団が長期間同一メンバーで固定されることにより、学習環境になじめない生徒が生じるおそれがあること。中高一貫校に関するこれらの利点と課題は、今日の中高一貫教育校の学校づくりに大いに参考となる意義と課題として重要であろう。

ところで、中高一貫教育校には、一般の中学校や高校にはない教育課程の基準の特例があることから、中学校の内容の一部については、高校の指導の内容に移行して指導できたり、逆に高校の内容の一部については、中学校の指導の内容に移行させて指導できたりすることができる。そのため個別中高教育一貫校内でそれぞれの学校の特色を出すために、教育課程上の特例を生かした学校独自の研究が行われている状況にある。

また、学校経営の研究に関して、小島(1995)は「学校経営には、リーダーシップ機能とマネジメント機能があり、両者の区別と関係をきちんとすることが、理論的にも実践的にも重要である」とし、「自律的学校経営を実現するリーダーシップ機能の役割はますます大である」³⁾と指摘している。勿論、リーダーシップ機能とマネジメント機能は、相互補完的な関係にあることは言うまでもない。特に、リーダーシップ機能に関しては、特に校長のリーダーシップを発揮する学校経営の様々な視点からの研究が見られる。また、マネジメント機能においては、学校の組織マネジメントの向上に関する研究が見られる。最近の研究では、カリキュラムマネジメントや学校経営グランドデザ

インに関する研究がある。しかし、本研究のようにA県の公立B中高一貫教育校のC校長を中心に実施したインタビューにより収集したデータに基づき、中高一貫教育校の教育現場における教育活動の諸様相を解明する作業を通して、中高教育一貫校における知見を導き出す学校経営研究は、管見の限り見あたらない。

3 方法論的に見た本研究の位置付け

本研究が対象とする中高一貫教育校とそれに関わる校長の日常的な営みの意味や解釈を分析するには、実証的研究が有効であるが、それに加えてシンボリック科学の方法が参考になる。特に有効なのは、学校の教育現場の観察・面接を中心として記述する手法である。

この点と関連して大野(1989)は「広く教育研究は、経験的一分析的科学（主に、心理学的・社会的な実験的調査研究）、シンボリック科学（教師の行動を統制する意味や規則は、実際に教育活動に従事するときに展開され確認されるという見方）、批判科学（急速な社会変化を理解し、その変化が招来した社会問題に応えるアプローチ）の三つに分けられる」⁴⁾と指摘している。本研究では学校組織体の中で、管理職である校長がどのように学校経営に対応しているのかに焦点を当てることから、シンボリック科学的な方法論に基づいた論究が有効である。

さらに、本研究において留意すべきなのは、観察した学校現場をどのように分析し解釈するかである。西(1987)は「学校経営という事象の特質や性格を考慮すれば、可能な限りリアリティを備える工夫や努力がなされねばなるまい」⁵⁾と指摘しているが、そこで重要なのは実際に目で見て、耳で聴き、肌で感じた体験をもとにした分析をすることである。さらに、山村(1985)⁶⁾による教育社会学の研究方法の一つである「解釈的アプローチ」も重要である。

また西(1987)は、『「解釈的アプローチ」のパラダイムに沿う資料収集の手法ないし技術を洗練することが、学校経営研究にリアリティを確保し、着実な科学化への歩みを進めるために不可欠である」として、この手法のうち代表的なものとして参与観察(participant observation)、面接(interview)、生活史(life history)の三つをあげ、これら三つを適切に組み合わせて活用することによって、学校経営の実際が生き生きと記述されると指摘している。

したがって、本研究では、「解釈的アプローチ」の立場に立ち、その手法の中で参与観察とインタビューを取り入れている。すなわち、筆者が学校現場の中に入り、現地観察とインタビューを組み合わせたり、学校内の校長の行為を文脈や状況と関わらせたりして、またそれを手がかりとして解釈し、その背後にある一定の意味やパターンをとらえたものを論述する。

4 教育行為に現出する「中高一貫教育校における学校経営」に関する事例研究

4-1 本事例調査の目的と方法

本事例は校長の教育行為を規定する「中高一貫教育校における学校経営」を基に、その事例に関

わる校長の行為を検討する。また、方法としては、A県のB中高一貫教育校に勤務するC校長に協力を依頼し、2020(令和2)年7月7日と2020(令和2)年8月4日の計二回にわたる不定期な参与観察(通常午前9時から適宜)を行い、データを収集した。また、必要に応じて、特定の教育行為に関しては随時面接法を織り交ぜながら行った。なお調査者である筆者が簡潔な記録を取る他に、記録の正確を期するため、承諾を得た上でICレコーダーにより録音した。引用しているデータは、観察者が参与観察中の会話を交わした中で得られたデータを「会話記録」、個人面接で得られたデータを「インタビュー記録」として区別して記述した。また、論文中の全ての調査対象者は仮名で記述した。

4-2 本事例校選定の理由

B中高一貫教育校は、A県の南東部に位置し、鉄鋼業・化学工業などのメーカーが集まる工業都市として発展している地域に位置し、今年で創立110年を迎える伝統校である。そして、2020(令和2)年度から新たに公立の中高一貫教育校として、併設型中学校が開校している。その併設型中学校に入学した生徒は40名(男女20名ずつ)であり、志願倍率は2.73倍であった。併設型中学校の教師の大半は新採用や10年未満の教職経験者で構成されている。令和2年4月、B中高一貫教育校に着任したC校長は、育てたい生徒像として「主体的に課題を解決できる生徒」、「グローバル化が進展する社会で活躍することのできる生徒」、「地域のリーダーとなることのできる生徒」の3点を掲げている。掲げた3点の学びとして、具体的にどのような取組みをC校長が構想しているのかを探ることで、個々の中高一貫教育校の「学校経営」に着実に繋がる有効な知見を得る上で意義があると考え、A県立B中高一貫教育校を事例調査対象校として選定した。

【調査対象校のC校長のプロフィール】

1964(昭和39)年生まれで、男性である。地元の教育系国立大学を卒業後、22歳でB県の高校教員に採用される。その後、教育行政経験後、管理職として教頭2校、さらに教育行政を経験し、調査対象校では校長1校目である。

4-3 本事例校の学校教育に係る全般的特徴

B中高一貫教育校は、中高の6年間を見通した教育実践をとおして、「確かな学力」を育むことのできる学校を目指している。また、様々な人々との交流を通じて、豊かな人間性とコミュニケーション能力を育むことのできる学校や、文武両道の精神のもと、心身の健全な発達を育むことのできる学校を併せて目指している。こうした「確かな学力」を育む教育の一環として、中学校段階での週当たりの授業時数を32時間(1単位時間50分)にしていることが特徴的といえる。なぜなら、中学校学習指導要領で定められている授業時数は、週当たり29時間(1単位時間50分)が標準だからである。つまり標準より授業時数を多く実施している。さらに、中高一貫教育校の教育課程の特例を生かした「先取り学習」を実施している点も特徴的であるといえる。本来、中学校の教育内容は中学校で実施し、高校のそれは高校で実施するのが一般的であるからである。B中高一貫教育校では、国語・数学・英語の3教科については、高校の学習指導要領で定められている指導の内容

の一部を中学校段階に移行して実施しようとしている先取り学習を計画している。そして、国語・数学・英語の3教科の授業では1学級を二つに分け、いわゆる習熟度別学習を実施している点に特徴がある。

4-4 参与観察の状況

7/7【第一日・校長室及び教室】

C校長から、学校概要について話を聞く。併設型中学校の普通教室に案内される。校舎内が丁寧に清掃されている。中学一年生は40名でクラスであり、定期考査中であった。その様子を見ると、まだ中学一年生と高校生との体格差が大きいことが印象的であった。

8/4【第二日・校長室及び教室】

本来は夏休み中であるが、新型コロナウイルス感染症対応として、授業日として授業を行っていた。授業では、中学生一人につき一台のタブレットPC端末を使っていた。授業の様子も見る。

4-5 学校経営に焦点を当てた中高一貫教育校の具体的様相と分析・考察

A県立B中高一貫教育校における学校経営の分析・考察に当たり、学校経営の効果は、特に校長のリーダーシップやマネジメントの在り方にあると考えた。その前提に立って、本研究では、二回の参与観察によって収集したデータから、学校経営に関わった校長の価値観や態度から、学校社会独自の文化から筆者が捉えた具体的事例を分析の対象とすると、B中高一貫校の学校経営の特徴は次の三つに集約できると考えられる。

- a 長期的視野に立ち学校づくりを行っていく校長のリーダーシップ
- b 信念のある校長への教師たちの肯定的な見方
- c 学校グランドデザインの再設定

三つの事例の具体例を順次記述し、考察する。

a 長期的視野に立ち学校づくりを行っていく校長のリーダーシップ

C校長の教育行為の全般的特徴は、中高一貫教育校の設置の意味を考え、自ら率先して企画していかうとする意志にある。例えば、小学生向け広報紙についても自ら戦略をもって作成したり、働き方改革シートや授業観察シートをあらたに作成したりするなど、そのバイタリティーあふれる行動力が感じられる。また、生徒・地域・保護者を念頭においたバランス感覚をもったリーダーシップにある。こうしたリーダーシップを感じとることができる事例を取り上げる。

[事例1]

B校長の発言：

中高一貫校、義務教育学校にもいえると思うんですが、こうした学校は異校種間の接続、そしてより長期的な視野に立った教育活動の効果の観点から、子どもたちの成長を支援するための手立て

になっていると思うんですよ。私立学校なんかは、学校経営上の理由も入るんでしょうが。一番大事なことは、設置の目的が子どもや、保護者、あるいはその地域にプラスになっているかだと思うんですよ。ステイクホルダーにとって成果が出るように、校長として取り組んでいくことが大切だと思うんですよ。地域教育の活性化に集約できると思うんです。本校では、今年から中学生全員が一人一台の端末を持っている。本校と同じクロームブックをD市でも導入する。D市がB県立中学校の影響を受けている。本校ができたことで、保護者や小学生にとっても選択肢が増えた。これまでになかった県立中学校を選ぶという選択肢。選択肢が増えるってことは、選ばれる学校づくりをしなくちゃいけないと思っているんです。

(7/7 会話記録)

C校長のこの発言からは、中高一貫教育校としてのB校の設置が、6年間という長期的な視点でいかに生徒の成長を考えた教育内容にしていくかという思いが感じ取れる。また、ステイクホルダーという発言は、教育現場ではあまり馴染みのない言葉であるが、企業では利害関係者を指すケースが多い。ここで述べた発言の意図は、学校ということで、教育活動を行う上で関わる全ての人たちを意味すると解釈した。A県のB中高一貫教育校の設置という教育政策が、B中高一貫教育校のあるD市にもたらす影響として、一点目は県立中学校に入るという選択肢が地域に増えたこと。二点目には、地域のD市立中学校も一人一台のICT端末をB中高一貫教育校と同じクロームブックという端末を導入することからも理解できるよう、県立中学校の学び方も市立中学校の学びに影響を与えていることである。これは、現在のD市の教育長がA県の教育行政の元リーダーであったため、A県の中高一貫教育校設置にD市が協力的であることも要因であると考えられる。

[事例2]

B校長の発言：

結構若い先生が多いんですよ。それが強みでもあり、弱みでもあるんですよ。40代くらいが薄いんですよ。人はね。若い先生が多い。だから勤務時間が長い。帰りが遅くなってしまふ。勤務時間が80時間超えている者がいるんですよ。この素案で、自己分析してもらおう。子どもたちにいい授業をしてもらうためには、教員の健康面を考えることが大切だと思っているんですよ。

(7/7 会話記録)

発言では、一ヶ月に超過勤務時間が80時間を超えている教員がいることに言及している。教員の働き方改革については、2019(平成31)年1月25日の「学校の働き方改革」に関する中央教育審議会答申を受け、教育現場では改革すべき喫緊の課題となっている。これまで、教育という名の下で、学校は授業以外のほとんどの教育活動を引き受けてきた経緯がある。どの教育活動に時間をかけているのかを自己分析する上で、C校長の作成した素案は、教師としての働き方を改革することは、教師自身の生き方をも考えさせる手がかりになると考える。C校長は、生徒、保護者、地域そして教員のことなど、学校に関わる全てを考える広い視野をもったリーダーシップを感じ取れる。

b 信念のある校長への教師たちの肯定的な見方

C校長の教育行為の特徴の一つに、教師たちとの温かな対話的雰囲気がある。教師たちに学校のグランドデザインの啓発をしっかりと伝える力強さと教員の意見を積極的に取り入れる民主的なリーダーシップにある。こうしたリーダーシップを教師たちが肯定的に受け止めている事例を取り上げる。また、この民主的なリーダーシップが学校の危機管理や学校安全にも影響を与えているといえる。

[事例3]

E教諭（C中高一貫教育校・附属中学校教諭）の発言：

昨年までいた校長先生もリーダーシップのある方で、一生懸命やられていたのですが、もともと地元の方なので、B高校は就職だろうと、地元で根ざした学校だろうと。B高校はB高校だろうと。急には変わらないという考えをもっていた。でも、今年度C校長がいらして、より発展的な方向にもっていかうと、気さくな方でいろいろ話をしてくださる方で、我々下々の意見もよく吸い上げてくれて、働きやすく、がんばろうっていう気持ちが湧いてくる。すごくよく話し合ってくれます。

(7/7 インタビュー記録)

このE教諭の発言は、筆者の「令和2年4月から急に校長が換わり、やりにくいことはないですか。」というインタビューに対する発言である。

E教諭は、2019（平成31）年4月に中高一貫教育校開設のための準備教諭としてB校に着任した経緯がある。E教諭の着任1年目は、地元出身の校長であり、高校が中高一貫教育校に転換しようとしている中で、学校は急には変わらないといった認識を校長がもっていたようである。そして、2020（令和2）年4月にC校長が着任し、ある意味学校の文化を積極的に変えて行こうとするC校長の信念の中にも、教員との対話を重視して、教員の考えを吸い上げようとする民主的なリーダーシップがあり、教員たちの意欲を高めていることが理解できる。

さらに、着目したことは、学校の危機管理や学校安全の取組みに対してのC校長の考えを会話の中で聴くことができた。

[事例4]

C校長の発言：

特に中学校では、高校では考えられないようなことが起こると思うんですよね。いかに事件や事故に巻き込まれないか、予防する取組みっていうのをしっかり計画して、日々実践していく。それには、高校の先生だけではダメで、義務籍（中学）でうちに来た先生の意見を聴いて取り入れていく。そのように思っています。

(7/7 会話記録)

このC校長の発言からは、C校長自身が高校だけの現場経験しかないということを踏まえ、謙虚

に中学校を経験した教員から聴き取った中学生の発達の段階を踏まえ、学校保健安全法に基づいた危機管理や学校安全の取組みを考えていくことが大切であるといった考えをもっていることが理解できる。学校保健安全法は、学校における保健管理の他、教育活動が安全な環境で実施され、安全確保が図られるよう1958（昭和33）年から施行され、現在は、最終改正が2016（平成27）年にあり、2017（平成28）年から施行されているものである。三十二条からなる法律であり、校長は特に学校の危機管理意識と安全確保に向け、学校関係者や地域の住民との連携を図ることも示されている。C校長は、いかに予防的な視点で、日々の教育場面で、危機管理や学校安全を意識し備えていくかといった考えをもって取り組もうとしていることが理解できる。

c 学校グランドデザインの再設定

B中高一貫教育校がスタートして1年目であるにも関わらず、C校長は既存の学校のグランドデザイン（学校教育全体構想図）についても、見直すべきところは見直し、改善し再設定も視野に入れている。特に、「地域とともにある学校」として、地域との連携・協働の在り方についても再構築するなど、地域の実情をしっかりと把握しようとする探究心と現状に甘んじないといった姿勢がある。

[事例5]

C校長の発言：

プロサッカーチームと連携を図っているんですよ。地域にJリーグチームがある。Fチーム（Jリーグ）と地域教育連携協定を昨年締結して、探究活動講師にもJリーガーに来てもらっている。他にも地域の方々に学校に来てもらえるようにしている。地域全体が本校のサポーターになってもらえるような学校にしたいんですよ。学校の宣伝だけじゃなく、中学生が大人から学ぶことって大きいと思うんです。中学生同士や、学校の先生とだけでは幅が狭くなってしまう。こうしたうちの探究活動を知って、D市もうちと同じ動きをしているらしい。どうも同じFチームと連携するらしい。

（8/4 会話記録）

B中高一貫教育校と同じ地域のD市では、市内の全ての小・中学校の校長の集まりが月一回程度行われている。C校長は、県立中学校の校長として自ら進んでその集まりに参加しているという。この会議に参加するC校長に対して、D市のトップである教育長は、市に入ってくれてありがたいと思ってきているとのことである。この会議では、D市の教育長や教育委員会から学校教育における指示事項があるという。こうした会議を通じて、B中高一貫教育校と地元中学が互いに影響を合いながらも、協力し合う関係になっているといえる。また、B中高一貫教育校が連携協定を結んだJリーグのFチームとも、D市も協定を結ぼうとしている状況から、中高一貫教育校の学びをD市が積極的に取り入れようとしていることが理解できる。

5 結語的考察と今後の課題

本研究で論究した学校経営に関して言えば、経営的に見て特に目新しいものがあるとはいえないかもしれない。しかしながら中高一貫教育校であることに焦点を当てて見ていくと、そこには中高一貫教育校ならではの独自な特質があることに気づかされる。ここでは、B中高一貫教育校の「学校経営」の独自性と見なされる次の3点を指摘しておきたい。1つ目は、長期的視野に立ち学校づくりを行っていく校長のリーダーシップがあること。2つ目は、信念を持って学校経営を行っている校長に対し、教師たちが肯定的な見方をしていること。3つ目は学校のグランドデザインの再設定を校長が視野に入れていることである。

1つ目については、2022（令和4）年度から年次進行で導入される新しい高等学校学習指導要領において初めて使われている「学校段階等間の接続」の問題と密接にかかわっている。新学習指導要領においては、特に「中等教育学校、連携型高等学校及び併設型高等学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること」⁷⁾と、初めて学校間の接続の重要性が指摘された。このことから今後中高一貫教育校においては、学校間の接続を意識した<学び>の構築が強く求められている。C校長の長期的視野に立った学校経営に対するリーダーシップはまさに、こうした学びの構築を意識した指導性の好事例として注目される。C校長によれば、地元地域に併設型の県立中学校ができたことで、生徒の選択肢が増えたことは重要であると言う。選択肢が多様になるのは、逆に言えば選択されるだけの魅力を個々の学校が持っていなければならないことを意味する。そのためには、魅力ある学校づくりを推進していく校長の学校経営に対する強いリーダーシップが求められる。C校長には、そのようなリーダーシップが見いだせるように思う。

重要なのは、地元地域の学校がそれぞれに魅力ある学校になるよう努力していくことで、地域の教育力も総体的に高くなっていくことである。C校長の指摘によれば、D市は塾がない地域であるため、小学校段階からの受験勉強の若年化にはなっていないとのことである。一般に公立の中高一貫教育校の中学に入学する際、学力検査は行わないことが学校教育法施行規則の110条（中等教育学校）及び117条（併設型）で示されている。そのためA県では、面接や適性検査を実施することになっている。特に適性検査は、学力検査とは異なり、出題では知識を問う問題は排除されている。しかしながら多くの学習塾では、当然適性検査に向けた何らかの対策が施されているのが現状である。中高一貫教育校が地域に設置されるということは、地元の塾業界にも少なからず影響を与えることになると言ってよいだろう。戦後教育改革において6・3・3制に整備されたが、小・中学校が接続した義務教育学校や中・高が接続した中高一貫教育校が乱立している都会の地域等では、児童及び保護者の選択肢がさらに増えることから、選ばれる魅力ある学校づくりがもっと強く求められてくるだろう。

2つ目は、校長の「学校の根幹は授業。子どもたちがつまらないと思う授業を変えていく。一方的な講義形式の授業を毎回やるのをやめてほしい。変えるところは、変える」と断言する校長の強い信念が、教師達もプラスに捉えている点である。3つ目は、現状に満足せずに、学校のグランドデザインにおいて、常に分析し、再設定することも視野に入れるなど、学校経営に当事者意識をもって、積極的に取り組んでいる姿勢が垣間見えることである。これらは、まさに校長本人の高い職

能意識によるものであるが、加えて中高一貫教育校の校長という職能意識の表れであり、中高一貫教育校開設による影響ともいえるだろう。

最後に今後の課題を明記しておきたい。本研究では、一つの中高一貫教育校の学校経営に関して、参与観察とインタビューを通して描きだした事例をもとに分析することを目的としているため、その反面、生徒や保護者、地域はどのように受け止めているのかという点に課題が残っている。ただ、C校長の教員の意見を吸い上げようとする考え方と取り組みに、否定的に捉える教師や生徒の姿を確認することができなかったことから、B中高一貫教育校というコミュニティが一体となって日々取り組んでいる学校教育であると思われる。また、インタビューや会話の内容も断片的であったりすることも否定できない。さらに、参与観察では事例校との信頼関係が形成される中で調査を行ったので、情に流されたり、逆に問題の所在に対して深く踏み込めたりできたのだろうかといった不安も残り、この点は解釈的アプローチのジレンマであり、今後さらに検討を行っていきたい。

本研究に関しては、インタビュー調査等を自由にさせていただいたC校長のご厚意に深く感謝したい。

注

- 1) 小島弘道「学校経営の意義と機能」、永岡順・奥田眞丈編『学校経営』(ぎょうせい、1995年)、1頁。
- 2) 真部健一「県立併設型中高一貫教育校としての新たな学校づくりへの挑戦(1) 県立中学校開設に向けた取組と新たな学校づくりの基本的な考え方」『別府大学短期大学部紀要』(30)、2011年、143-153頁。
- 3) 小島弘道「学校経営の意義と機能」、永岡順・奥田眞丈編『学校経営』(ぎょうせい、1995年)、3頁。
- 4) 大野雅俊『迷走社会からの脱出-学校教育研究試論-』、東信堂、1989年、39-47頁。
- 5) 西穰司「学校経営研究におけるリアリティをめぐる現状と課題」『学校経営研究』、第12巻、1987年、25頁。
- 6) 山村賢明「教育社会学の研究方法—解釈的アプローチについての覚え書き—」、柴山昌山編『教育社会学を学ぶ人のために』(世界思想社、1985年)、53頁。
- 7) 文部科学省編『高等学校学習指導要領(平成30年告示)』、2018年、26頁。